

曳航及び係留設備に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, C 編, CS 編, L 編及び Q 編
鋼船規則検査要領 A 編, C 編, CS 編及び Q 編
高速船規則
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

曳航及び係留設備に関する事項

改正理由

IACS は, アンカー, アンカーチェーン, 曳航及び係留設備, 船体補強, 索類等 (以下, 「曳航及び係留設備等」という。) に関する要件を IACS 統一規則 UR A1 及び A2 並びに IACS 勧告 No.10 に規定しており, 本会は同統一規則及び勧告を既に本会規則に取り入れている。

これらの規則については, 近年行われている水深の深い海域での錨泊への対応や UK MAIB (英国事故調査委員会) から指摘されている近年の係船索の破断事故等への対応が必要となっていたほか, 近年改訂を行っていなかったことから, IACS は, 2010 年にプロジェクトチームを設置し, 関連業界 (OCIMF, ICS, INTERTANKO, IMPA, EHMC, Nautical Institute 等) との協議を行った上で, 全体的な要件の有効性の検証及び見直しを行った。

その結果, 水深の深い海域で錨泊する船舶の揚錨装置に対する指針の追加や係船索の最小破断荷重及び本数を現行の艀装数ではなく船側投影面積に基づいて決定するよう改める等の改正が行われたため, 改正された IACS 統一規則 UR A1 及び A2 並びに IACS 勧告 No.10 に基づき, 弊会の関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 艀装数が 2,000 を超える船舶の係船索について, 船側投影面積を基準として最小切断荷重 (MBL) 及び本数を規定するよう改めた。
- (2) 前(1)の係船索に対する要件の変更に伴い, 係留設備に対する安全率を改めるとともに, 曳航及び係留設備に関する要件がより明確となるよう改めた。
- (3) ウインドラス及び制鎖器の支持構造に対する強度要件を規定した。
- (4) 水深の深い海域で錨泊する船舶の揚錨装置に対する指針を規定した。
- (5) 船用材料・機器等の承認及び認定要領について, アンカーの承認要領を UR A1 と整合するよう改めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 2.1.6, 表 B3.2
鋼船規則 C 編 27.1.1, 27.1.4, 27.1.5, 27.1.6, 27.1.7, 27.2.1, 27.2.2, 27.2.3, 27.2.4, 27.2.5, 27.2.6, 表 C27.1, 表 C27.2, 図 C27.1, 図 C27.2, 図 C27.3

鋼船規則 CS 編 23.1.1, 23.1.4, 23.1.5, 23.1.6, 23.1.7, 23.2.1, 23.2.2, 23.2.3, 23.2.4,
23.2.5, 23.2.6, 表 CS23.1, 表 CS23.2, 図 CS23.1, 図 CS23.2, 図 CS23.3

鋼船規則 L 編 表 L2.3

鋼船規則 Q 編 19.1.1, 19.1.2, 19.1.5, 19.1.6, 19.1.7, 表 Q19.1, 表 Q19.2, 23.2.3, 23.3.5

鋼船規則検査要領 A 編 A1.2.4

鋼船規則検査要領 C 編 C27.1.1, 表 C27.1.1-1., C27.1.2, C27.1.4, C27.1.5, 図
27.1.5-1., C27.1.6, C27.2.1, C27.2.2, 図 CS27.2.2-1., 図 C27.2.2-2., C27.2.3, C27.2.6

鋼船規則検査要領 CS 編 表 CS

鋼船規則検査要領 Q 編 表 Q

高速船規則 7 編 1.1.1, 表 7.1.1, 1.1.5, 1.1.6, 1.1.7, 1.1.8

船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 2 編 1.6.1